

各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、共同住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成23年3月24日制定、以下「各戸検針要綱」という。）第3条に規定する普通式又は遠隔式を選択した共同住宅及び共同住宅以外の建物における遠隔装置による各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成23年3月24日制定、以下「共同住宅以外の各戸検針要綱」という。）第1条に規定する共同住宅以外の建物（以下「共同住宅等」という。）の各戸メーター等（各戸検針要綱第2条第4号に規定する各戸メーター等及び共同住宅以外の各戸検針要綱第2条第3号に規定する遠隔指示メーターをいう。以下同じ。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、この基準に定めのないものについては、給水装置工事施行基準によるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者をいう。
- (2) 条例 鹿児島市給水条例（昭和43年条例第43号）をいう。
- (3) 遠隔装置 各戸検針要綱第2条第8号及び共同住宅以外の各戸検針要綱第2条第7号に規定する設備をいう。
- (4) 遠隔指示メーター 各戸検針要綱第2条第4号に規定する所有者が設置する遠隔測定式水道メーター及び共同住宅以外の各戸検針要綱第2条第3号に規定する設備をいう。
- (5) 所有者等 各戸検針要綱第2条第2号に規定するものをいう。
- (6) 給水装置及び受水槽以下設備 条例第10条第3項に規定する設備をいう。
- (7) 自己材メーター 共同住宅の所有者の負担で設置したメーターをいう。
- (8) 有効期間 計量法（平成4年法律第51号）第72条に規定する検定証印に表示された年月をいう。
- (9) 普通式 各戸検針要綱第3条第1号に規定する各戸検針及び各戸徴収の方式をいう。
- (10) 各戸メーター 共同住宅に設置される条例第10条第4項に規定する局メーターをいう。

(各戸メーター等の要件)

第3条 各戸メーター等の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各戸メーター等は、共同住宅等の各戸ごとに設置し、その使用水量、使用実態及び水圧等に基づいて、管理者が定めた適正使用水量範囲内のものであること。
- (2) 各戸メーター等のメーターの形状・寸法等は下表のとおりであること。

ア 口径25ミリメートル以下

口径	名称		全長	取付ネジ部			規格性能
				外径	ネジ山数	通称名	
13	接線流羽根車式	(直読式) (遠隔式)	100	26.4	14	上水ネジ	JIS B 8570-2 R値=100
20	接線流羽根車式	(直読式) (遠隔式)	190	33.2	11	上水ネジ	JIS B 8570-2 R値=100
25	接線流羽根車式	(直読式) (遠隔式)	225	41.9	11	上水ネジ	JIS B 8570-2 R値=100
口径・全長・外径の単位：ミリメートル							

イ 口径30ミリメートル以上 管理者が別に定める。

(各戸メーター等の設置要件)

第4条 各戸メーター等の設置場所等については、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 各戸メーター等の設置場所は、給水栓より低位で容易に検針できる箇所とし、メーター底面が床面から概ね80センチメートル以下の高さに取り付けること。
- (2) 各戸メーター等は、水平に設置すること。
- (3) 各戸メーター等の設置場所は、点検しやすく、常に乾燥して雨水等が入らず、損傷及び盗難のおそれがない場所とするとともに、条例第8条第3項に規定する使用者等が不在でも、容易に検針及び取替ができる場所とすること。
- (4) 各戸メーター等をパイプシャフト内に設置する場合は、「パイプシャフト内にメーターを設置する場合の標準図」(別図1から別図2)のように設置すること。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。
- (5) 各戸メーター等を建物内に設置する場合は、取替等による水漏れにより、階下に被害を及ぼさないよう、防水又は排水に必要な措置を施すこと。
- (6) 各戸メーター等と他の配管等が近接する場合は、概ね左右10センチメートル以上、上下20センチメートル以上の間隔を設け、それぞれの取替等に支障がない箇所(位置)に設置すること。
- (7) 各戸メーター等及びその廻りの配管には、必要に応じて凍結防止のための保温措置を施すこと。
- (8) 各戸メーター等や給水管の保護のため管理者が必要と認めた場合は、減圧装置を設置すること。
- (9) 各戸メーター等廻りの給水管は、たわみ、振れ等を防ぐため、適当な間隔で取付器具やその他の器具を用いて建物等に取り付けること。

(10) 各戸メーター等には、わかりやすい箇所に部屋番号等を表示すること。

(遠隔装置の設置要件)

第5条 遠隔装置の機能及び設置場所等は次の各号に掲げるとおりとし、「遠隔装置の設置標準図」（別図3から別図5）のとおり設置しなければならない。この標準図によりがたい場合は、その都度協議し、管理者の指示を得るものとする。

(1) 遠隔指示メーターは、停電等により指針情報等を送受信できない場合においても計量を継続し、復旧後には当該期間の使用水量を累計した指針情報等を送受信できる性能を有すること。

(2) 集中検針盤は、押ボタン操作により選択された遠隔指示メーターの測定量を直読できる構造のもので、かつ配線等に起因する異常を検出する機能を有するものであること。

(3) 集中検針盤は、建物ごとに1階の1箇所に設置し、雨及び直射日光の当たる場所、塵、埃の多い場所等は避け、いつでも検針できる位置に設置すること。

(4) 集中検針盤は、パネル上面が床面から約160センチメートルの高さに取り付け、その重量に十分耐える構造とすること。

(5) 集中検針盤の扉は鍵付きとし、外部から埃等が入らない構造とすること。

(6) 遠隔指示メーターと集中検針盤とを結ぶケーブルの配線、配線接続箱及び端子箱等の設置並びに電線管の配管（AC電線用を含む。）は、内線規程等電気関係法令に従って施工すること。

(逆流防止装置の設置)

第6条 水の逆流を防止するため、管理者が承認するメーターユニットを設置するか、又は各戸メーター等の上流側に接して止水栓（伸縮付・ハンドルは固定式）を、下流側に逆止弁を設置しなければならない。

(事前協議)

第7条 各戸検針要綱第7条に規定する事前協議は、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

(1) 事前協議

所有者等は、事前に指定給水装置工事事業者又は給水装置工事主任技術者と当該共同住宅の給水装置及び受水槽以下設備について調査のうえ、次に掲げる書類を管理者に書面または電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して提出し協議しなければならない。電子情報処理組織を使用して行われた手続については、この基準で規定する様式により行われたものとみなして、この基準の規定を適用する。

ア 共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議書（様式第1号）

イ 共同住宅の図面等

- (ア) 位置図、給水装置図及び受水槽以下給水設備図（既存図面の写しでも可とする）
- (イ) メーター室詳細図（メーター設置図、平面図、側面図）
- (ウ) メーター（室）現況写真

ウ メーター一覧表

エ その他、管理者が必要とする書類

(2) 事前協議結果の回答

管理者は、前号による事前協議の結果を共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議回答書（様式第2号）により所有者等へ回答する。

（普通式に変更する場合の要件）

第8条 前条の事前協議で、普通式への変更を行う場合は、次の各号に掲げる要件に適合していなければならない。

- (1) 自己材メーターは、下表の形状、寸法に合致していること。

ア 口径25ミリメートル以下

口径	名称		全長	取付ネジ部		
				外径	ネジ山数	通称名
13	接線流羽根車式	(直読式)	100	26.4	14	100
		(遠隔式)	165	25.8	14	165
20	接線流羽根車式	(直読式)	190	33.2	11	190
		(遠隔式)	190	32.8	14	190
25	接線流羽根車式	(直読式)	225	41.9	11	225
		(遠隔式)	210	38.6	14	210

口径・全長・外径の単位：ミリメートル

イ 口径30ミリメートル以上 管理者が別に定める。

- (2) 平成23年3月31日以前に、条例第25条の規定に基づき給水負担金が納入されている共同住宅で、前号に定める自己材メーター以外のものが設置されている場合、又は自己材メーター自体が設置されていない場合は、第3条第2号に定めるメーターを、所有者の負担で設置すること。
- (3) 平成23年4月1日以降に工事申請された共同住宅で、第1号に定める自己材メーター以外のものが設置されている場合又は自己材メーター自体が設置されていない場合は、第3条第2号に定めるメーターを設置するために、第4条に規定する要件に適合するよう、所有者の負担で改造すること。この場合の各戸メーターは管理者が設置する。
- (4) 第1号に定める自己材メーターが設置されている場合は、メーターの有効期間が、各戸検針要綱第8条に規定する申請書を管理者が受理した日において、当該有効期間満了まで6か月以上あること。なお、自己材メーターの有効期間が6か月未満又は有効期間がす

に満了している場合は、所有者の負担で取り替えること。ただし、平成23年4月1日以降に工事申請された共同住宅の各戸メーターについては、管理者が設置する。

(5) 自己材メーターが第1号、第2号及び第4号に規定する要件を満たしているものについては、管理者に無償で譲渡すること。

(6) 自己材メーターの設置場所等については、第4条及び第5条の規定に準ずるものとする。ただし、メーターの検針、交換及び修繕等に支障とならないと管理者が認めた場合は、この限りでない。

(7) 店舗及び事務所等については、第6条の規定に基づく逆止弁を必ず設置すること。

(普通式契約を締結している場合の要件)

第9条 各戸検針要綱第10条に基づき普通式の契約を締結している共同住宅において、各戸に設置するメーターの増設及び各戸メーターの口径変更についての取扱いは次の各号のとおりとする。

(1) 平成23年3月31日以前に、条例第25条に基づき給水負担金が納入されている共同住宅の場合は、新たな給水負担金の納入にかかわらず、第3条第2号に定めるメーターを所有者の負担で設置すること。

(2) 前号に該当しない共同住宅の場合は、第3条第2号に定めるメーターを設置するために、第4条に規定する要件に適合するよう所有者の負担で改造すること。この場合の各戸メーターは管理者が設置する。

(工事施行)

第10条 本基準が定める範囲の工事施行にあたっては、給水装置工事主任技術者の指導に基づき施工しなければならない。

(各戸メーター及び遠隔装置の管理義務)

第11条 所有者等は、各戸メーター及び遠隔装置について、次の各号に掲げる項目を遵守しなければならない。

(1) 各戸メーター及び遠隔装置は常に清潔に保管し、その設置、撤去、交換、点検若しくは修繕に支障となるような物件を置き又は工作物を設けてはならない。

(2) 各戸メーター又は遠隔装置が故障又は破損したとき、その他異状があったときは、直ちに管理者に届けなければならない。

(3) 各戸メーター又は遠隔装置が故障又は破損したときの取替え及び各戸メーターの有効期間が満了したときの取替えに支障がないよう、メーター廻りの配管の維持管理を適切に行うこと。また、取替えに支障がある場合は、所有者等の負担で配管の取替え等を行わなければならない。

付 則 (平成23年3月23日制定)

(施行期日)

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤の設置基準の廃止)

2 遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤の設置基準(平成10年4月1日制定)は廃止する。

付 則(平成31年3月26日一部改正)

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月26日一部改正)

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(令和8年3月25日全部改正)

(施行期日)

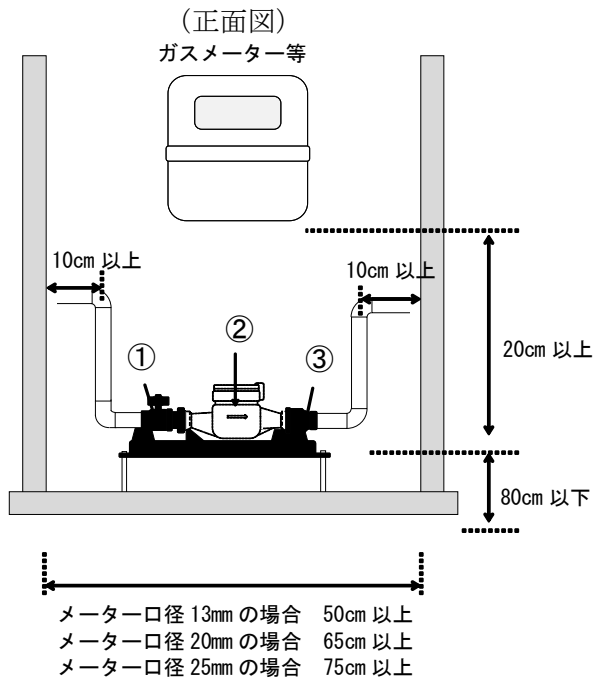
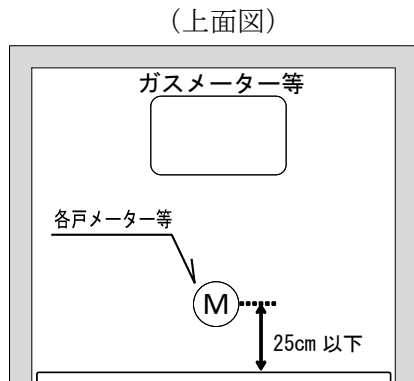
1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により作成された書類とみなす。

別図1 (第4条関係)

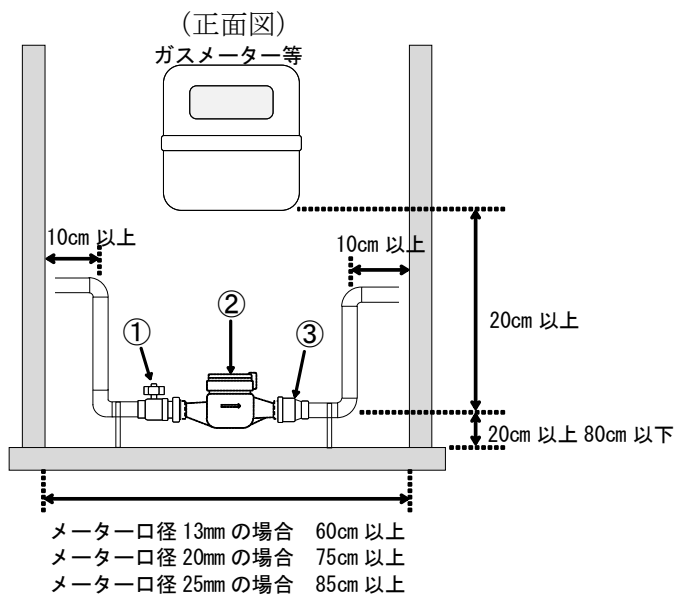
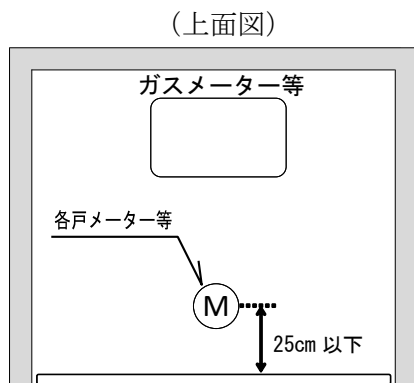
パイプシャフト内にメーターを設置する場合の標準図 (メーターユニットを設置する場合)



	名 称
①	ボール止水栓
②	各戸メーター 又は遠隔指示メーター
③	逆止弁

別図2 (第4条関係)

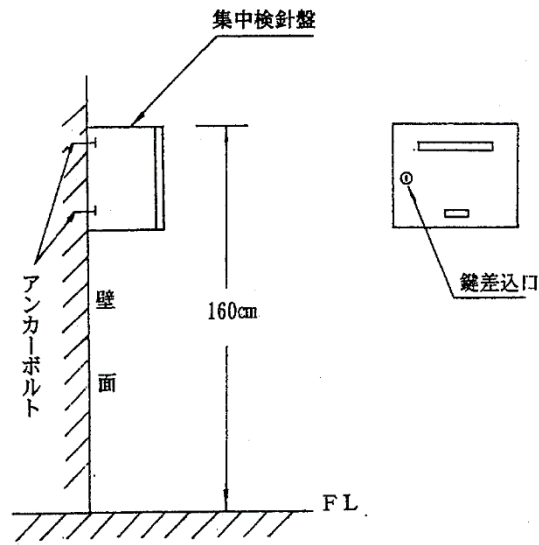
パイプシャフト内にメーターを設置する場合の標準図 (メーターユニットを設置しない場合)



	名 称
①	ボール止水栓
②	各戸メーター 又は遠隔指示メーター
③	逆止弁

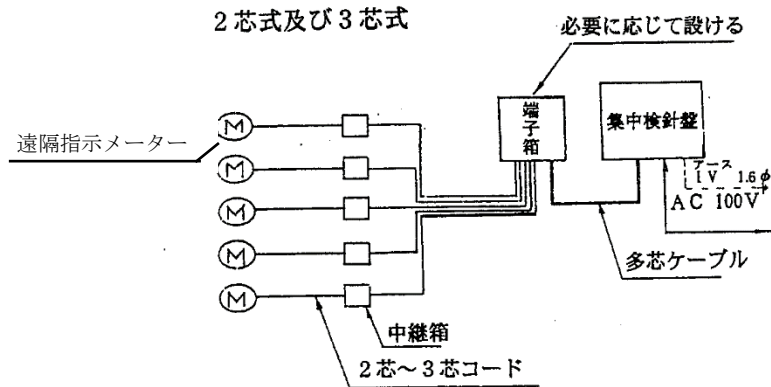
別図3 (第5条関係)

遠隔装置の設置標準図 (集中検針盤の設置例)



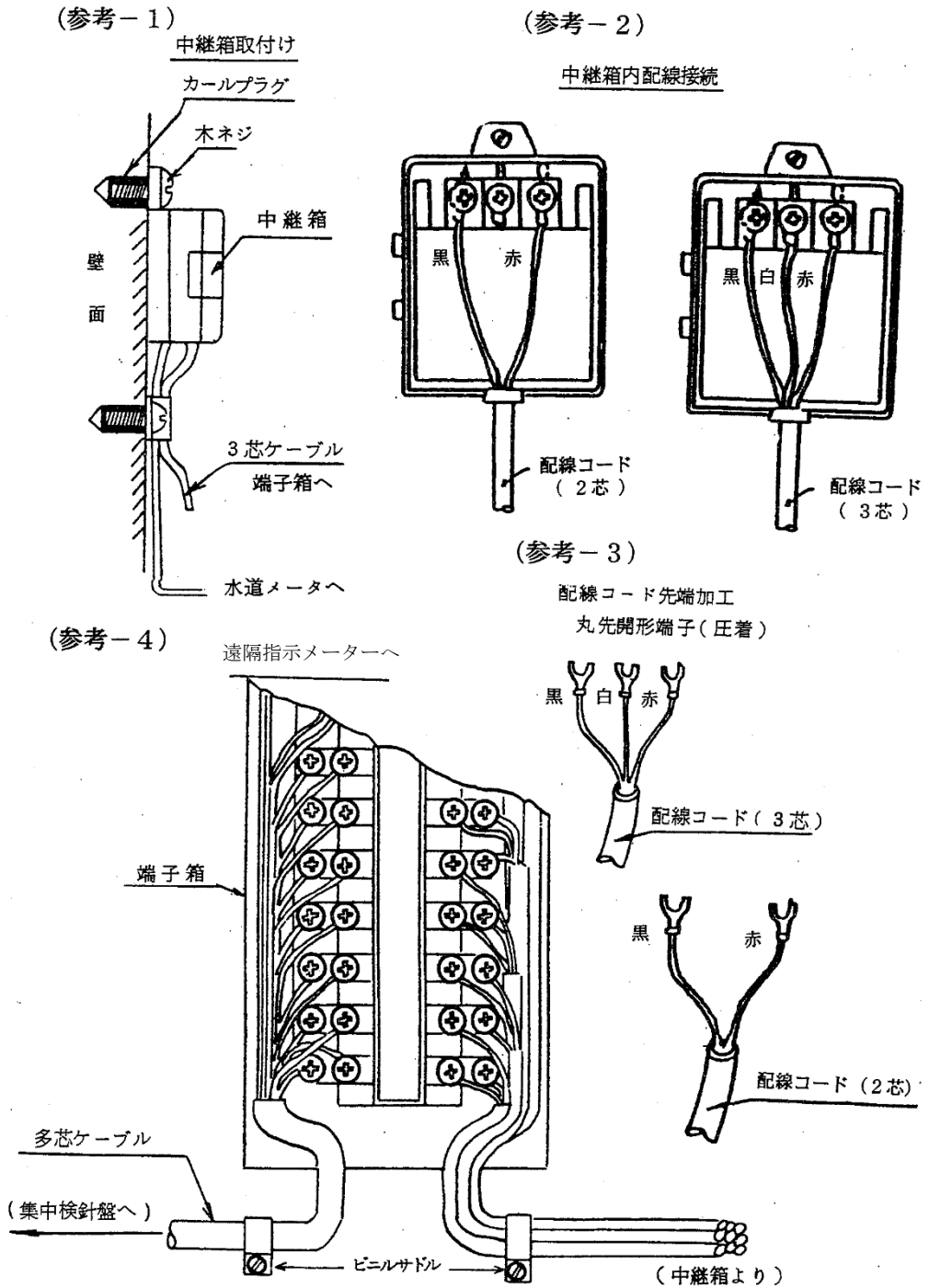
別図4 (第5条関係)

遠隔装置の設置標準図 (系統図)



別図5 (第5条関係)

遠隔装置の設置標準図 (2芯式及び3芯式)



様式第1号（第7条関係）

年 月 日

鹿児島市水道事業及び
公共下水道事業管理者 殿

申請者（所有者又は総代人）

住 所

氏名又は名称（法人にあつてはその代表者の氏名）

電話番号

共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議書

各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準第7条の規定に基づき、事前協議書を提出します。

給水装置場所	鹿児島市 町 丁目 番地 番 号
確認者	業者名 住 所 担当者 電話番号
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
添付書類	位置図、給水装置図及び受水槽以下給水設備図、 メーター室詳細図（メーター設置図、平面図及び側面図）、 メーター(室)現況写真、その他

※ 確認者とは、指定給水装置工事事業者又は給水装置工事主任技術者とする。

給水装置番号	第 一 号	
建 物 概 要	建 物 階 数	地上 階 地下 階
	建 物 用 途	<input type="checkbox"/> 住宅 階 ~ 階 (戸)
		<input type="checkbox"/> 店舗 階 ~ 階 (戸)
		<input type="checkbox"/> 事務所 階 ~ 階 (戸)
		<input type="checkbox"/> その他 階 ~ 階 (戸)
給 水 方 式	<input type="checkbox"/> 直結直圧給水 <input type="checkbox"/> 受水槽式給水	
	<input type="checkbox"/> 受水槽・高置水槽式給水 <input type="checkbox"/> 直結増圧給水	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
計 画 使 用 水 量	L/分	m ³ /日
メ ー タ ー	基 本 メ ー タ ー	口径 mm
	自 己 材 メ ー タ ー	口径 mm (個)
		口径 mm (個)
		口径 mm (個)
		口径 mm (個)
		口径 mm (個)
メーターユニット	<input type="checkbox"/> 有 (個) <input type="checkbox"/> 無	
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 遠隔式から普通式へ <input type="checkbox"/> 一括式から普通式へ	
プレート設置状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
メーター有効期限 (調査時の有効期限)	メーター有効期限 (/) <input type="checkbox"/> 6カ月以上 <input type="checkbox"/> 6カ月未満 <input type="checkbox"/> 期限切れ	
解錠等箇所	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (貸与鍵 個 [内訳:オートロック× 個, ポンプ室× 個, 屋上× 個,]) <input type="checkbox"/> その他 (暗証番号, 管理人常駐,)	
備 考		

